

総合評価落札方式「経営事項審査評価対象の建設機械の保有状況」の改正について

令和5年1月1日より経営事項審査の加点対象となる建設機械が追加されたことに伴い、総合評価落札方式において当該機械を評価する改正を行います。

改正内容について

経営事項審査の加点対象として追加された下表赤字記載の機械について、総合評価落札方式の評価項目「経営事項審査評価対象の建設機械の保有状況」において新たに評価することといたします。

	建設機械	摘要
従前の 加点対象	ショベル系掘削機	建設機械抵当法施行令別表に規定されるもの
	ブルドーザー	
	トラクターショベル	
	モーターグレーダー	
	移動式クレーン	安衛令第 12 条第 1 項第 4 号に掲げるつり上げ荷重が 3 トン以上のもの
大型ダンプ	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第 2 条第 2 項に規定する大型自動車のうち経営する事業の種類として建設業を届け出ているもの	
追加された 機械	ダンプ（土砂の運搬が可能な全てのダンプ）	土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの
	締固め用機械	安衛令別表第 7 第 4 号に掲げるもの
	解体用機械	安衛令別表第 6 号に掲げるもの
	高所作業車	安衛令第 13 条第 3 項第 34 号に掲げる作業床の高さが 2 メートル以上のもの

適用年月日

上記の取扱いは、令和5年3月24日告示分の案件から適用します。

お問い合わせ先：札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011-211-7011